

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業計画を変更することについて平成19年1月12日同意した。

平成19年1月23日

香川県知事 真鍋武紀

市名	土地改良事業名
丸亀市	基盤整備促進事業（農業用排水事業）成願寺下地区
〃	基盤整備促進事業（区画整理事業）成願寺下地区